

【第130回生涯教育講座】

法医個人識別とは：HMGA2, LHX3-QSOX2 及び IGF1 遺伝子多型における日本人身長・臓器重量との関連性および民族差異について

たけ した はる お ふじ はら じゅん こ
竹 下 治 男 藤 原 純 子
き むら
木 村 かおり

キーワード：HMGA2, LHX3-QSOX2, IGF1, 身長臓器重量相関,
遺伝子多型, 民族差異

法医個人識別とは

生体、ご遺体またはその一部について、誰であるか、誰に由来するか、いわゆる個人を特定することを個人識別という。特に、ご遺体に関して、身元の確認されない死体、バラバラ死体、腐敗死体、大規模災害死体（航空機事故や大地震）などの個人の特定（身元の確認）が法医学には要請される。また、犯罪現場に遺留された血痕など人体由来試料が誰に由来するかを明らかにすることによって関係者を特定することができる。

犯罪や災害などに関連した証拠物件、特に人体由来試料の医学的検査は極めて重要な法医学業務である。これを法医学的物体検査という。ご遺体、組織片、血液や体液とその斑痕、毛髪など人体由来試料が検査試料であり、特に、これら試料が誰に由来するのか、個人識別が最も要請される。一方、個人識別ができるのは法医学だけである。実

際の検査に携わることはあまりないとしても、医師としての、個人識別の概要は知らなければならない。個人識別には、様々なツールが利用できるが、基本的には、個人識別は遺伝マーカー（血液型やDNA多型）検査の結果によって実施される。遺伝マーカーは「万人不同」かつ「終生不変」であり、遺伝学的に確立したものである。さらに、様々な人体由来試料から容易に遺伝マーカー検査が可能となっている（DNAが採取できれば、多くの遺伝マーカーが検査できる）。実際には、ご遺体、様々な人体由来の試料（血痕、体液斑など）から遺伝マーカーを検査して、該当者と思われる個人の遺伝マーカーとを比較することによって、個人の識別や身元の確認が行われる（本人ならば、調べた遺伝マーカーの検査結果は一致する）。個人識別では、遺伝マーカー検査が最も有効で、精度が高い。個人識別は、試料から検査された遺伝マーカーについて同じ表現型・遺伝型を持つ個人を集団から絞り込んでいく過程であり、ご遺体や検査試料から判定した遺伝マーカーの表現型・遺伝型が該当者のものと一致するかどうか評価する。

Haruo TAKESHITA et al.

島根大学医学部法医学講座

連絡先：〒693-8501 島根県出雲市塩冶町89-1

島根大学医学部法医学講座